

# 令和7年度 第2回議会改革推進会議次第

日時：令和7年9月5日 午後2時～  
場所：議事堂第3委員会室

## 1 開 会

## 2 協議事項

会議録のHP掲載までのスケジュールについて

## 3 報告事項

- (1) 富山県議会改革に関する客観的評価について
- (2) 広報編集委員会の取組について
- (3) IT活用検討委員会の取組について

## 4 その他

## 5 閉 会

### <資料>

- ・資料1 会議録のHP掲載までのスケジュールについて
- ・資料2 富山県議会改革に関する客観的評価について
- ・資料3 議会広報の充実について
- ・資料4 ペーパーレス会議システムにおける資料共有方法について

### <今後の協議予定事項>

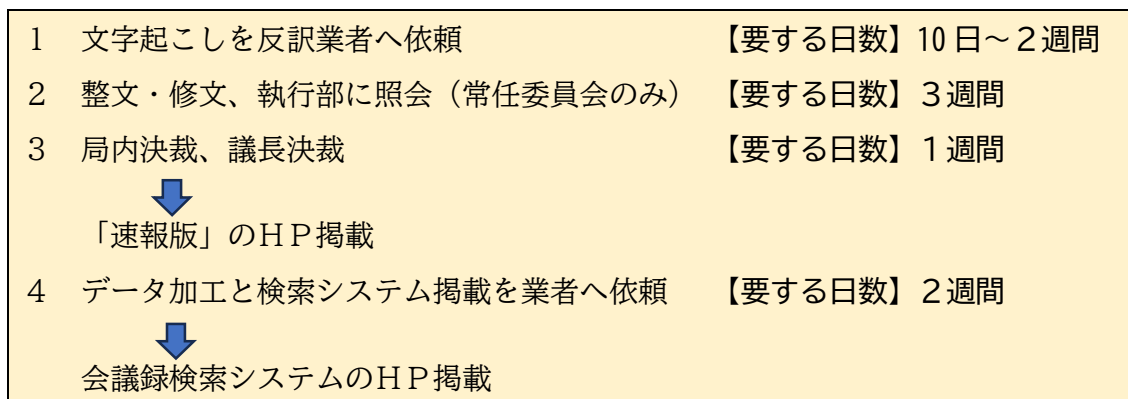
- ・議会情報発信内容の充実について
- ・代表質問の会派要件について
- ・小学生の議場見学の機会を活用した主権者教育について
- ・令和7年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について（2月）

令和7年9月5日  
議会事務局議事課

## 会議録のHP掲載までのスケジュールについて

本会議及び委員会の会議録については、次回定例会までに県議会ホームページに掲載しているが、第1回議会改革推進会議での発言を踏まえ、改めて会議録掲載までのスケジュールを再確認するもの。

### 1 HP掲載までの流れ



### 2 今後の取り組み案

#### (1) HPへの会議録掲載

- ・令和3年6月定例会分から、新たに「速報版」を次期定例会の2週間前までに掲載しているところである。
- ・上記1の囲み内の1～3については、会議録の精度を維持するためには、これ以上の短縮は難しいと考えている。（1の業者にも確認済み）
- ・また、同囲み内の4については、業者に期間を短縮できないか確認したが、現行の検索機能を維持するためには、作業上2週間は必要との回答であった。
- ・今後、会議の音声を自動でテキスト化するAIツールなどの技術向上が見込まれることから、他県の状況も参考にしながら、掲載までのプロセスの見直しを検討していく。

#### (2) 議員への周知

議事録の早期提供のご要望に応えるため、「速報版」をHPに掲載したタイミングでの各議員への周知（一斉メール）を徹底するとともに、併せて、①最速で質問日の2日後（常任委員会は3週間後）に録画映像をHPで視聴できること、②質問日の約2週間後に反訳データをペーパーレス会議システム（スマートディスカッション）に保存することもお伝えする。

#### <参考 第1回議会改革推進会議での発言内容>

「会議録の公開が早くなるのかと思ったら、あまり早くなっていない。」「いつ掲載するのか、目安を持ったほうがいい。」「質問の準備をする際、先の定例会で特定のテーマについてどのような議論があったかまとめる際に、掲載がされていない（ため、都合が悪い）」という意見があった。

富山県議会改革に関する客観的評価について  
 (地域経営のための議会改革度調査2024の結果概要から抜粋)

## 1 調査概要

実施主体	早稲田大学デモクラシー創造研究所
調査実施期間	2025年1月8日(水)～2月17日(月)まで
調査対象期間	2024年1月1日～12月31日
調査対象	47都道府県、815市区議会、926町村議会 全1,788議会
回答率	86.4% (1,544/1,788議会)
調査目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国の議会改革がどのような状況・傾向にあるか、確認する指標として活用する。</li> <li>・議会自身が改革度を数値で把握することで自己評価や改善をし、善い政治を競う「善政競争」を促す。</li> </ul>
調査観点	<p>「政策力の強化」、「主権者の参画」、「議会機能の強化」の3つの柱で数値化し、ランキング化した。</p> <p>「政策力強化」：新しい技術も活用しながら、政策形成・政策提言を議会として行う。</p> <p>「主権者の参画」：主催者である住民の意見を政策に反映させる仕組みの構築と実践</p> <p>「議会機能の強化」：二元代表制の一翼を担う機関として、事務局を含めた議会全体の機能の強化</p>
備考	昨年までの「議会改革度調査」と今回の「地域経営のための議会改革度調査」は設問、設計、配点が大きく異なることから、昨年の順位とは単純比較が難しいことにご留意ください。

## 2 調査結果

	本県	都道府県(上位5県)					満点	全国平均
		茨城	三重	徳島	熊本	大阪		
総合評価	540点	920点	870点	820点	690点	660点	2590点	295点
全国	140位	12位	16位	19位	39位	51位		
都道府県	15位	1位	2位	3位	4位	5位		
政策力の強化	135点	420点	365点	250点	270点	315点	1160点	121点
全国	539位	2位	14位	75位	57位	25位		
都道府県	33位							
主権者の参画	285点	370点	325点	395点	320点	210点	975点	137点
全国	108位	27位	55位	16位	61位	293位		
都道府県	7位							
議会機能の強化	120点	110点	180点	175点	100点	125点	435点	36点
全国	30位	51位	4位	5位	70位	23位		
都道府県	8位							

※総合得点は個別得点の和と一致しない。(個別得点に含まない20点あり)

## 3 評価

総合評価から、本県は、都道府県の半数より上位に位置し、議会改革は着実に進展しているとみることができる。

総合評価の内訳3つのうち、「政策力の強化」が少し弱いといえる。

(参考) 設問内容

項目	内容
タブレットPC活用	選択 政策形成や議論の深化にタブレットやPCを活用している事例を回答してください。(2024年中)
上記の具体例	記述 上記で選択したものについて、具体例を回答してください。
生成AI	選択 議会における生成AIの利用状況を回答してください。(2024年以外のもも可)
生成AI課題	選択 議会として生成AIを利用する上での課題を回答してください。
タブレット・PC活用状況	選択 タブレットやPCの会議(本会議、委員会)における活用状況を回答してください。(2024年末時点)
議会からの提言	選択 議会や委員会として執行部に対して行った提言はありますか。議員個人の一般質問、会派代表質問、会派としての提案等は除きます。(2024年中)
縮小・削減の提言	選択 上記のうち「縮小」・「削減」に言及したものはありますか。
組織・人材マネジメントの提言	選択 上記のうち「組織・人材マネジメント」に言及したものはありますか。
委員会提案・議員提案条例	選択 委員会提案または議員提案による条例を制定しましたか。(2024年中)
上記条例名	記述 上記の条例名を回答してください。
議会としての修正	選択 議会として、修正に関する権限行使を行いましたか。(2024年中)
議員間討議	選択 条例、会議規則や要綱等に基づいて行われる議員間討議を行いましたか。(2024年中)
他自治体、機関との連携	記述 他の自治体や機関と連携する仕組み(連携協定の締結や継続的な会議体の設置など)はありますか。(2024年中)
議会の関与(総合計画等)	選択 議会として、総合計画や総合戦略にかかわる仕組みや実績はありますか。(2024年末時点)
選挙公報、政策情報	選択 選挙後に全議員の選挙公約や政策を住民は見る事ができますか。(2024年末時点)
議長選挙のマニフェスト活用	選択 議長選挙で、候補者がマニフェストや所信を表明したり、公開する仕組みはありますか。(2024年末時点)
選挙公報発行条例	選択 議員一般選挙の選挙公報発行に係る条例を制定していますか。(2024年末時点)
選挙ビラ公費負担条例	選択 議員一般選挙の選挙ビラ公費負担に係る条例を制定していますか。(2024年末時点)
補足・自由記述	記述 回答に対する補足事項を記載してください。
こども若者機会創出	選択 こどもや若者が議会・議員と交流する機会を議会として提供しましたか。(2024年中)
取組みの工夫	選択 小学生・中学生・高校生議会などの取り組みで工夫したことはありますか。(2024年中)

政策力の強化

主権者の参画	議会報告会回数	選択	議会報告会（住民との意見交換会を含む）を開催した回数を回答してください。（2024年中）
	議会報告会人数	選択	議会報告会（住民との意見交換会を含む）に参加した延べ人数を回答してください。（2024年中）
	議会報告会の工夫	選択	議会報告会（住民との意見交換会を含む）で工夫したことはありますか。（2024年中）
	住民の意見を聴く工夫	選択	住民の意見を聞く工夫をしていますか。（2024年中）
	議会だよりの工夫	選択	議会だよりの発行や配布で、校風していることはありますか。（2024年末時点）
	住民の議会への参加	選択	住民の議会への参加を進めるために行った取り組みはありますか。（2024年中）
	議会での議論の公開	選択	議会でも議論している内容を住民が知るための取り組みはありますか。指定がないものは、本会議で取り組まれているものを回答してください。（2024年末時点）
	議会ウェブサイト	選択	住民は、議会のウェブサイトで議員の情報を見ることができますか。（2024年末時点）
	政務活動費	選択	住民は、政務活動費に関する資料を見ることができますか。（2024年末時点）
	補足・自由記述	記述	回答に対する補足事項を記載してください。
議会機能の強化	事務局の取り組み	選択	議会力強化に関して、事務局の取り組みで工夫したことはありますか。2024年の取り組みでなくても回答してください。
	議会費、研修費	記述	2024年度予算において、一般会計に占める議会費の予算額と、議会費に占める研修費（職員が使える研修負担金）の予算額を回答してください。※補正予算での対応があった場合、補正を含めた金額で回答してください。
	議会改革の工程表	選択	議会改革に関する工程表を作成していますか。（2024末時点）
	議会基本条例制定状況	選択	議会基本条例を制定していますか。
	議会活動の検証・評価	選択	議会活動の評価や検証に関する取り組みはありますか。（2024年以外の取り組みも可）
	上記URL	記述	
	災害への備え	選択	災害に対する議会としての備えはありますか。指定のあるものを除き、2024年のものでなくても回答してください。
	議会図書館	選択	議会図書室の運営で、工夫していることはありますか。（2024年以外の取り組みも可）
	補足・自由記述	記述	回答に対する補足事項を記載してください。

### 「TOYAMAジャーナル Vol.5」の発行

#### 高校生や大学生をメインターゲットに

議会を県民目線でわかりやすく伝えるため発行

- 発行日 令和7年7月11日
- 発行部数 5万部
- 主な配布先 県内高等学校（全生徒）

公民館、図書館 **部数増**

大学・短大、専修学校 等

この他、**デジタルブック**を県議会HPへ掲載

〈Vol. 5の内容〉

- ◆ 現役学生のホンネ聞いてみました！  
暮らしやすい富山県に向かって！
- ◆ 令和7年2月定例会Q & A
- ◆ 県議会議員16タイプ性格診断 ほか



### 効果的な情報発信について

- プッシュ型広告によるPR（SNS (YouTube)、googleで`isplay`広告）、地域情報サイトへのバナー広告等

**R7新規**

#### 県の広報媒体の更なる活用

- 富山県公式X、LINE、YouTube
- 新聞5紙「県からのお知らせ」に掲載
- FMラジオ番組による告知
- 県議会公式X、FacebookでもPR

- WEB、主催者教育イベント等でアンケート実施

# 主権者教育の推進について

## 本議会独自で取り組む事業

### ●主権者教育「出前講座」の開催



#### 令和7年度の開催実績

##### <富山国際大学 呉羽キャンパス>

- ・開催日 令和7年5月26日
- ・参加者 子ども育成学部  
3年生45名
- ・参加議員 5名

#### 今後の予定

- ・高校生向け出前講座の開催  
10月以降3～4校で実施予定

- ・全国議長会作成の主権者教育リーフレットを活用予定
- ・県選管が実施する出前授業との連携も検討

### ●高校生主権者教育トライアルイベント「Voice Of The Future」の開催

高校生の主体的な意見を引き出すため、高校生主体の主権者教育イベントを開催(R⑥～)

#### 概要

- ・昨年度は、私立高校4校の生徒100名が、他校の生徒や県議との対話を通じて社会課題への考えを探求するイベントを開催(R6.10@砺波)。
- ・今年度は、参加4校それぞれで探究活動を実施。  
**12月に研究成果発表会・議員との交流会**を開催。  
若者の選挙の投票率が高く、主権者教育が発展しているデンマークとの交流も引き続き実施。

#### 今後の予定

- ①9月3日(水) キックオフイベント  
各校で探求テーマ調査
  - ②10月30日(木)～31日(金) 中間イベント
  - ③12月20日(土) 研究成果発表会  
議員との交流会
- (①、③は議事堂、②は各校で開催)

# 主権者教育の推進について

富山県、富山県教育委員会と連携して行う事業

## ●「高校生とやま県議会」高校生と県議会議員との意見交換会



委員会活動の場を活用し、高校生との意見交換会を実施

- ・開催日時 令和7年8月8日(金)
- ・開催場所 議事堂 2階大会議室他
- ・参加高校生 県内高等学校等の生徒代表49名(2年生)
- ・参加議員 14名
- ・内容等 設置6委員会に分かれて意見交換  
(自己紹介、テーマに関する質疑応答など)

## ●「富山県青年議会」への参加



合同学習会(調査研究)に対する県議会議員による助言指導

- ・開催日時 令和7年8月23日(土)
- ・開催場所 県民共生センター サンフォルテ
- ・参加者 富山県青年議会40名
- ・参加議員 5名
- ・内容等 5常任委員会の活動に対して助言  
(自己紹介、学習の進め方について話し合いなど)

令和 7 年 9 月 1 日  
議会事務局議事課

## ペーパーレス会議システムにおける資料共有方法の整理

県議会でのペーパーレス化を推進するため、令和 6 年 2 月からペーパーレス会議システム（以下「SD」という。）での資料共有を開始し、1 年半経過した。この間、生じた SD の運用上の課題について整理するもの。

### 1 資料のダウンロード

#### (1) 現状

SD に共有された資料については、印刷はできるが、端末のローカルフォルダへのダウンロードができない設定となっている。議員からは、端末のローカルフォルダへダウンロードできるようにしてほしいという要望がある。

#### (2) 整理案

端末のローカルフォルダへのダウンロードを可能とする。ただし、個人情報が含まれる請願書・陳情書の原本については、情報漏えいの観点から、印刷およびダウンロードを不可とする。

##### 【現行】

##### 【改正後】

	全資料			請願書・陳情書原本	左記以外の資料
印刷	○		印刷	×	○
ダウンロード	×		ダウンロード	×	○

なお、ダウンロードした情報を適切に取扱う必要があることから、別紙「富山県議会貸与タブレット端末使用基準」に留意事項を追記する。

### 2 資料の保存期間

#### (1) 現状

SD に保存できる容量が 5 GB であり、現在、容量使用率が約 50% であり、近い将来、保存容量の限界が見込まれる。

#### (2) 整理案

SD に保存する期間は、概ね 2 年間とする。具体的には約 2 年後の同月定例会の閉会日までとする。

【例】 令和 6 年 2 月定例会資料の場合、保存期間は、令和 8 年 2 月定例会の閉会日までとなる。

## 〈参考〉共有資料の印刷及びダウンロードの考え方

富山県情報管理基準における機密性区分「機密3」以上に該当する情報を含む資料該当資料：請願書・陳情書の原本は印刷及びダウンロード不可とする。

富山県情報管理基準より

(機密性の区分)

第4条 機密性は、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性4 富山県文書管理規程(昭和62年第4号。以下「文書管理規程」という。)第5条の2第1項第1号に規定する極秘文書に相当する情報資産であり、富山県情報公開条例(平成13年第38号。以下「情報公開条例」という。)第7条第4号に掲げる情報のうち、外交、防衛、特定有害活動、テロその他の公共の安全と秩序の維持に関する情報とする。
- (2) 機密性3 文書管理規程第5条の2第1項第2号に規定する秘文書に相当する情報資産であり、要配慮個人情報、特定個人情報及び機密性2である情報のうち所属長が特に認めるものとする。
- (3) 機密性2 極秘文書及び秘文書に相当する情報資産ではないが、直ちに一般に公表することを前提としていない情報資産であり、情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報とする。
- (4) 機密性1 前3号に掲げる情報資産以外のもの

## 富山県議会貸与タブレット端末使用基準（改正案）

令和5年3月30日

改正 令和7年 月 日

**1 端末の貸与**

- (1) 管理者（議会事務局）は、全ての議員に対し、在任期間中、県の備品であるタブレット端末（以下「端末」という。）を1人当たり1台貸与する。
- (2) 議員は、貸与される端末を、紛失、盗難、破損又は故障が発生しないよう適切に管理しなければならない。

**2 端末の利用範囲等**

- (1) 議員は、端末を議会活動（富山県議会議事堂外の活動を含む。）に使用するものとする。
- (2) 議員は、次に掲げる会議において、電磁的記録の閲覧、作成若しくは保存又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするため、使用することができるものとする。
  - ① 本会議、予算特別委員会
  - ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
  - ③ 協議又は調整を行うための場
  - ④ その他、議長が必要と認める会議

**3 会議において使用できる機能**

- (1) 審議経過の記録や発言原稿作成のためのワードプロセッサ機能
- (2) 議事に関する資料の閲覧（ペーパーレス会議システムなど）
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

**4 会議に際しての注意事項**

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話を行わないこと。
- (2) 撮影、録音、録画、配信を行わないこと。
- (3) 会議とは関係ない目的で利用しないこと。
- (4) 音声又は操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないよう配慮すること。
- (5) 画面表示が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (6) 議員が、前各号に掲げる行為を行ったときは、議長又は会議の長が注意を行うものとし、当該注意によっても行為が改められない場合は、端末の使用を停止させることとする。

**5 端末の管理等における遵守事項**

- (1) 端末を自己の責任を持って管理しなければならない。
- (2) 端末を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与してはならない。
- (3) 貸与時に端末本体に設定されているパスワード等を変更してはならない。
- (4) 議会活動に必要なアプリケーションソフト（会派で使用するアプリケーションソフト、プリンタドライバ等を除く。）を端末にインストールしようとするときは事前に議長に届出なければならない。なお、インストールしたアプリケーションに起因する事故等が発生した場合は、まずは、議員がその責任を負うものとする。
- (5) 会議前の充電や、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行わなければならない。
- (6) 議員が作成し端末に保存したデータについては、議員において定期的にバックアップを行わなければならない。
- (7) ペーパーレス会議システムを通じてダウンロードした資料の取扱いに関しては、個人情報の保護に留意し、細心の注意を払わなければならない。
- (8) ペーパーレス会議システムで共有された資料を対外的に利用する場合は、出典を明記するなど、著作権法に抵触しないよう留意しなければならない。

**6 事故等への対応**

議員は、端末を紛失等したときは、ただちに議会事務局へ連絡しなければならない。